

大阪経済記者クラブ会員各位

共用空間（コモンスペース）をより効果的に活かし、都市魅力を高める
提言「官民共創による『P・A・R・K な大阪都心』にむけて」
～ポスト万博に向け、公開空地、道路・歩道、エリマネジメント広告の新制度を提案～

【お問合せ先】大阪商工会議所 地域振興部（舘林・本・玉川）

TEL：06-6944-6323

大阪商工会議所は、道路・公園等の共有空間（コモンスペース）をより効果的に活かし、都市魅力を高めるため、提言「官民共創による『P・A・R・K な大阪都心』にむけて」を取りまとめた。

「P・A・R・K な大阪都心」（P・A・R・K =Public/Private・Area/Activity・Relation/Resource・Knowledge/Kindness）では、都心全体において、様々な主体が積極的に利活用できる魅力的なコモンスペースを官民で共創することで、大阪の国際競争力を強化し、持続的な発展を遂げることを目指す。2025 年以降のポスト万博に向けた具体的な提言として、①一定エリアの公開空地の一元管理を可能にする「認定エリマネ団体制度」（仮称）、②道路や歩道の柔軟な利用を可能とする特例措置、③エリアのブランド向上とマネジメント活動継続に向けた「大阪都心エリマネ広告」（仮称）を提案している。

- 大阪都心では、2025 年大阪・関西万博に向けて、御堂筋や中之島、なんば広場、グラングリーン大阪等の道路・公園等のコモンスペースにおいてハード整備・まちづくりが進んできた。
- こうした地域では、エリマネジメント（エリアの関係者が主体的に、エリアの課題解決や価値向上を図る取り組み。略称「エリマネ」）団体が中心になり、コモンスペースの新たな活用策を提案する様々な社会実験等を実施し、魅力向上・まちそだてに取り組んでいる。
- ポスト万博に向けて、大阪の都市魅力をより高めるためには、「まちづくり」のあとの「まちそだて」までを一体的に推進する「官民共創による『P・A・R・K な大阪都心』」が重要。
- そこで、本提言では、以下の 3 点を提案している。

[提言①] 一定エリアの公開空地の一元管理を可能にする「認定エリマネ団体制度」（仮称）

官民で公開空地（民間敷地内に設けられた、一般の人が自由に通れる空間）の利用指針を策定し、認定されたエリマネ団体には一定エリアの公開空地の一元管理、長期占用を認める。

[提言②] 道路や歩道の柔軟な利用を可能とする特例措置

行政・経済界・まちづくり団体等が参加する協議の場を設け、そこで選定された道路では、エリマネ団体による歩道の占用・利活用を認める。また、主要幹線から奥まったエリアでは道路（車道）の路肩を柔軟に活用することで賑わい創出や交流を促進する。

[提言③] エリアのブランド向上とマネジメント活動継続に向けた「大阪都心エリマネ広告制度」（仮称）

エリマネ団体が当該エリアの広告スペースを一元管理できるルールをつくり、広告掲出で得た収益をエリマネ活動に投入することで、エリマネ活動の持続を可能とする。

- 提言は、大阪都心でエリマネ活動に取り組む企業や経済団体で構成する「大阪都心のまちづくり活動勉強会」や本会議所・都市活性化委員会での議論を経て取りまとめた。今後、実現に向けて、関係行政機関等に働きかけていく。

以 上

<添付資料> 資料 1 提言「官民共創による『P・A・R・K な大阪都心』に向けて 概要

資料 2 提言「官民共創による『P・A・R・K な大阪都心』に向けて

提言「官民共創による『P・A・R・Kな大阪都心』に向けて 概要

2024年10月18日
大阪商工会議所

1 経緯

- 2002年に国が創設した「都市再生緊急整備地域の指定制度」をきっかけに、大阪都心部でも多くのエリマネジメント団体(以後「エリマネ団体」)が発足し、各エリアで大阪の魅力向上に向けた取り組みを進めている。
- そうしたエリマネ団体で活動する企業や本会議所など経済団体が連携し、2021年4月に「大阪都心のまちづくり活動勉強会」を発足。議論を重ねて、2022年11月には、提言「大阪都心全体の価値向上に向けて」を取りまとめて発表、その内容を広く発信するため、2023年12月には「P・A・R・Kな大阪都心フォーラム」を開催した。
- このたび取りまとめた提言「官民共創による『P・A・R・Kな大阪都心』に向けて」(案)は、これまでの議論の集大成であり、大阪都心において官民共創のまちづくりを推進するための具体的な提案を盛り込んでいる。
- 提言の提案に際し、同勉強会から本会議所への協力要請があったため、9月27日に都市活性化委員会を経て、10月18日の常議員会で審議。

【参考:大阪都心のまちづくり活動勉強会】

役割		メンバー
座 長		橋爪紳也・大阪公立大学特別教授
企 業		大阪ガス(株)、大阪市高速電気軌道(株)、(株)大林組、関西電力(株)、近鉄不動産(株)、京阪ホールディングス(株)、(株)竹中工務店、南海電気鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、阪急阪神不動産(株)、三井不動産(株)
経済団体		大阪商工会議所、(公社) 関西経済連合会、(一社) 関西経済同友会
オブザーバー		大阪府、大阪市、大阪観光局
事務局		(一社)大阪まちづくり協議会(代表理事:橋爪紳也・大阪公立大学特別教授、代表理事:岡智恵子・(株)ケーファ代表取締役・(公財)都市活力研究所客員研究員)

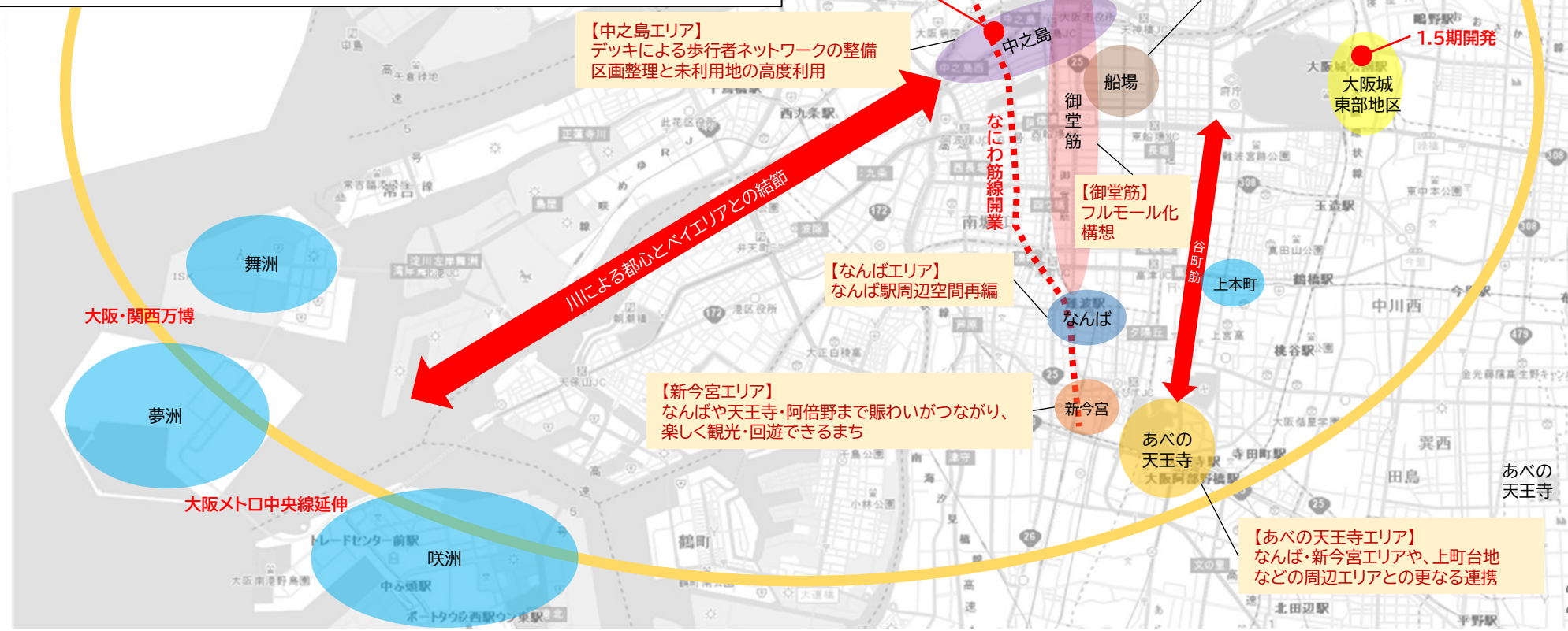
2 大阪都心における主なプロジェクト等

<～2025年まで>

- 未来医療国際拠点 Nakanoshima Gross(2024年6月29日開業)
- うめきた2期先行まちびらき(2024年9月6日開業)
- Osaka Metro中央線延伸(コスモスクエア～夢洲間)(2024年度開業未予定)
- なんば駅周辺空間再編(2025年3月完成予定)
- 淀川十三船着場整備(2025年3月完成予定)
- 淀川河川敷十三エリア魅力向上事業(2025年4月供用開始予定)
- 大阪・関西万博(2025年4月13日～10月13日)
- 大阪公立大学森之宮キャンパス(1期)(2025年秋開設予定)

<～2031年まで>

- うめきた2期再開発(2027年全体開業)
- 大阪城東部地区1.5期開発まちびらき(2028年春予定)
- 大阪IR(2030年予定)
- なにわ筋線(2031年春開業予定)
- 大阪モノレール延伸(門真市～瓜生堂間)(2033年度開業予定)



3 社会的背景と目指す都心像

人口減少・高齢化

防災減災の強化

コロナ禍による経営及び生活の変化

ICTによる情報格差(デジタルデバイド)

サステナビリティ(持続可能性への取組)



2025年大阪・関西万博や2031年のなにわ筋線開通(予定)などの大きな発展的転換期

大阪が持続的な発展を遂げていくためには、国内はもとより世界各国から選ばれる都市となるための
国際競争力の強化が不可欠



大阪都心の価値向上が大阪・関西の国際競争力の強化へと波及

選ばれる大阪・期待される大阪を目指した大阪都心に向けて

“場”が人を育て、人が“場”をつくる循環づくり
世界とつながる「豊かな交流」が育まれる大阪都心へ

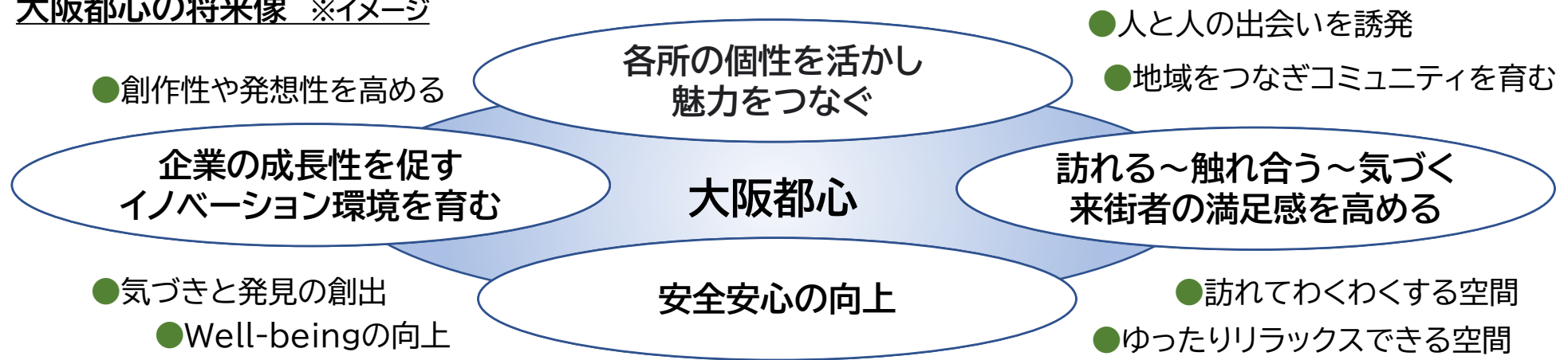
世界中の人が交流し新たな産業や文化を生み出す大阪らしい「豊かな交流」が育まれる循環が重要
都心の活力をグレーターミナミはじめ大阪府域・関西全域へ波及させる

4 大阪都心の将来像と方向性

公共と民間が共に将来像を共有し、
大阪都心が一体となった都市格向上を図ることが国際競争力の強化につながる

官(行政)と民(企業や経済団体)と共に大阪の総合力を活かした
大阪ならではの官民共創スタイル
＝大阪の都市経営モデルの創出＝

大阪都心の将来像 ※イメージ



P・A・R・Kな大阪都心

Public/Private ・ Area/Activity ・ Relation/Resource ・ Knowledge/Kindness

- 「P・A・R・Kな大阪都心」とは、
- 大阪都心が**一体**となるスケールで、
 - 官と民が**一緒**になって
 - 様々な主体が**積極的に利活用**することができる
 - **魅力的な共用空間(コモンスペース)**をつくり育てること

P・A・R・Kな大阪都心

「大阪ならではの官民共創」により大阪都心の共用空間(コモンスペース)をより効果的に活かす

効果・成果

自立性、継続性

官民共創の都市経営

制度
運用

体制
プラットフォーム

プロモーション
マーケティング

空間づくりと利活用

道路

都市のブランドを牽引する
良好な景観の形成と賑わい
や交流を生み出す道路



公園

民間活力と市民参加による
多様な機能を引き出す都市
格向上を牽引する公園

公開空地

交流空間としてまちの魅力・
活力を向上する公開空地

水辺

大阪の歴史・文化を現代に伝える
シンボリックな景観を有する水辺

広場

まちと人との交流・情報拠
点としての多様性・多機能
性を有する広場

道路

都市のブランドを牽引する良好な景観の形成と賑わいや交流を生み出す道路

- **関係人口**(地権者・オフィスワーカー・店舗・住民等)が主体的に賑わいや交流に取り組むことが、まちに対する**愛着心**や**シビックプライド**の醸成となる。

■利活用における課題等

- ・仕組みづくり(プラットフォームとなるエリマネ団体)
- ・エリマネ団体の財源として自立性向上を促す等

公園

民間活力と市民参加による多様な機能を引き出す都市格向上を牽引する公園

- 公募設置管理制度(Park-PFI制度)が制定され、民間による**公園運営**が進み始めているが、民間参加環境の整備と官民における効果の共有などを鑑みた**公園経営**が求められる。

■民間参加による運営の課題等

- ・公園経営の官民の役割分担

公開空地

交流空間としてまちの魅力・活力を向上する公開空地

- **空間を有効活用**し、エリア全体の価値向上や交流創出などに活用することで、**人の関わりが増え、安全管理対策**にもつながる等、将来的なエリア全体の発展につながる利活用が求められる。

■利活用における課題等

- ・面的な視点によるエリマネ団体等の一元管理
- ・中長期的、恒常的な利活用

広場

まちと人との交流・情報拠点としての多様性・多機能性を有する広場

- **大阪駅南北、なんば等の駅前・交通広場**が創出されており、交流、情報発信、防災等において**官民での有効な広場運用**や**都市経営的視点**による効果的な利活用が求められる

■利活用や運用運営における課題等

- ・交通機能重視から歩行者重視への空間改善
- ・エリアの顔となる景観創出や日常のにぎわい創出

水辺 大阪の歴史・文化を現代に伝えるシンボリックな景観を有する水辺

- **水と光のまち大阪**として**景観や舟運事業が永続化**されるために、**官民共創**による財源確保や川とまちが一体的に賑わいを創出する**仕組み**等が求められる。

- 利活用における課題等
- ・国内外への発信
- ・水辺利活用の仕組みと運用

<大阪都心における公共空間活用・社会実験等の取り組み>

大阪都心では、民間のエリアマネジメントにより公共空間を活用した様々な社会実験の取組が進んでいる。これらの実績を踏まえ、公共空間(都市の共用部(コモンスペース))の有効活用と好循環の創出を図るべく、検討が進んでいる。



エリアマネジメント団体の自立化
(安定した人材確保の困難性)

まちの担い手が活躍できる
場づくりの必要性

都心における交流拠点の不足
(交流拠点の創出の必要性)

地域の人たちの交流空間の不足
(シビックプライドの醸成)

官民でビジョンを作り・
共有する体制が無い

取組事例が共有されていない
(知見やノウハウが蓄積されない)

都市の開発に準じる規制緩和とまちを育てることに係る規制緩和の違いによるギャップ

エリア個性を活かした上で大阪都心のブランドを高めていくための戦略の欠如(経営的視点の欠如)

大阪ならではの官民共創による「P・A・R・Kな大阪都心」の実現

本提言では、官民共創による「P・A・R・Kな大阪都心」の実現に向けて重要と考える3つの観点での提言を取りまとめ

- ①大阪都心及び各エリアのブランドを地域で育む環境づくり
- ②関係人口による“まちそだて”による地域交流の促進とイノベーションの創出
- ③プラットフォームとなる地域団体(エリマネ等)の自立性の向上

2025年から始まる大阪都心のまちづくり・まちそだてに向けて

提言①

大阪都心の各エリアの個性を育む
効果的な**公開空地**の活用
と仕組みづくり

エリアの公開空地の一元管理を行う

①認定エリマネ団体制度(仮称)

提言②

道路や歩道を活用した
地域のシビックプライドを醸成
する機会の創出

②-1官民共創による道路(歩道)
利活用等での特例措置

②-2道路(車道)の柔軟な利活用
となるカーブサイドマネジメント

提言③

道路等の公共空間を活用した、
エリアブランド向上と
エリマネ活動の継続化のため
のエリマネ広告の具現化

③大阪都心エリマネ広告制度(仮称)

以降は、2025年大阪・関西万博を経て、**ポスト万博**に向けた“いのち輝く未来社会”を目指し、
官民共創による2030年～未来に向けた大阪都心のまちづくり・まちそだての活発化を目指す

提言①

大阪都心の各エリアの個性を育む 効果的な公開空地の活用と仕組みづくり

<現状及び課題認識>

- ・大阪都心には各エリアごとに数多くの公開空地が点在し、グラウンドレベルの賑わい感の不足などの課題を抱える
- ・エリアの賑わいや交流創出などによる価値向上を図るとともに、大阪都心全体の発展につながる利活用が必要



<実現に向けた具体的な取組みの提案>

「認定エリアマネジメント団体制度」(仮称)による 公開空地の一元管理と利活用の推進

大阪都心部では主要幹線に接するエリアは、歩道幅も広く、ポケットパーク的な小さな広場等も点在し、空間にゆとりがある。また主要幹線から奥まったエリアは地域の個性を打ち出す界隈性が今も残るが、道路や歩道にゆとりがない。一方で各ビルの建て替えの際に設置された公開空地が多く点在している。

こういった空間を年間を通じて恒常的なエリアの活性化や賑わい創出、また人と人との交流を育む広場として活用する新たな仕組みにより、長期にわたる活動計画に基づき、関わる人が増え、公開空地の持つ課題でもある安全管理の改善にもつながるものとして検討いただきたい。

(展開案) P・A・R・Kな大阪都心モデル①

エリアの公開空地の一元管理を行う「認定エリアマネジメント団体制度」(仮称)
官民で指針を策定し、地域エリマネ団体を認定し長期占用により永続的なエリア全体のブランドや賑わい創出を図る

都心の各エリアに点在する公開空地



面的に繋げエリア間の連続性を生み出す



提言②

道路や歩道を活用した 地域のシビックプライドを醸成する機会の創出

<現状及び課題認識>

- ・大阪都心の企業や施設の共用部となる道路の活用は、各エリアの個性の創出を図るうえで重要
- ・まちに対する愛着心やシビックプライドを醸成する機会となる**道路活用の在り方**の検討が求められる



<実現に向けた具体的な取組みの提案>

大阪都心の各エリアにおける地元企業や事業者、住民等による道路や歩道の活用促進

道路協力団体制度やほこみち制度、また都市再生推進法人制度など、様々な規制緩和制度が制定され、道路や歩道の利活用は進んでいるが、公共性公益性の面から占用者の公募が義務付けられている。当然こういった透明性は重要と理解した上で、住民の少ない関係性の希薄な都心部での道路利用においては、関係者のシビックプライドの醸成となる交流や、地域の人々が地域を育む場として活用する機会の創出をはかるための様々な道路の活用のための仕組みを検討いただきたい。

(展開案) P・A・R・Kな大阪都心モデル②-1

官民共創による道路(歩道)利活用等の特例措置

行政・経済界・まちづくり団体等が参加する協議の場において、都心で該当する道路(各エリア内の重点ポイントとなる道路)を選定し、認定された地域団体(エリマネ等)が歩道を占用し目的に準じて利活用するなどの特例措置

(展開案) P・A・R・Kな大阪都心モデル②-2

道路(車道)の柔軟な利活用となるカーブサイド(路肩)マネジメント

主要幹線から奥まったまちなみでは、道路の幅員が狭く歩道も少ないため、道路のカーブサイド(路肩)の柔軟な活用による賑わい創出や人と人との交流を促進

提言③

道路等の公共空間を活用した、エリアブランド向上と エリマネ活動の継続化のためのエリマネ広告の具現化

<現状及び課題認識>

- ・大阪都心ではエリマネ団体の活動が活発化しているが、組織の継続化となる安定した専任人材の確保等が課題
- ・公共空間の屋外広告はエリアブランドに好影響が期待され、また広告を希望する企業も地域団体活動支援など社会活動の貢献にもつながる

<実現に向けた具体的な取組みの提案>

大阪都心全体で取り組むエリマネ広告における大阪モデルの創設

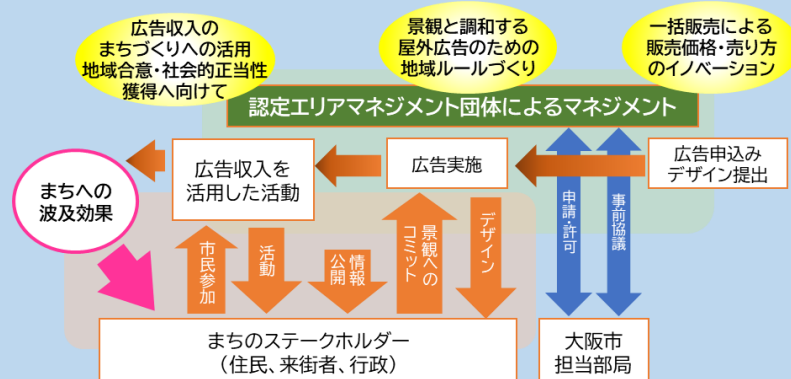
まちづくり・まちそだてのプラットフォームを担うエリマネ団体の自立性と、広告の掲出がエリアのブランド向上に好影響を促すことを目的に、道路や広場における屋外広告について、景観を維持しながらエリマネ団体が運営。その収益をまちづくり・まちそだての活用の財源に充当するという大阪都心部での「エリマネ広告制度」を検討いただきたい。

(展開案) P・A・R・Kな大阪都心モデル③

「大阪都心エリマネ広告制度」(仮称)

【大阪都心エリマネ広告制度(仮称)の目的等】

- エリアマネジメント団体による広告スペースの一元管理
- エリアマネジメント団体による上質な景観形成のための地域ルールづくり(関係者とのコミュニケーションの確保)
- エリアマネジメント団体によるエリマネ広告の実施
- 収益のエリアマネジメント事業への投入(人材確保、活動原資等)による持続的な公益活動の実現



11 官民共創による「P・A・R・Kな大阪都心」の実現に向けて 推進スケジュール

	2024年度	2025年度	2026年度
全体		「指針・案」等に基づく民間による社会実験の実施	まちづくり、まちそだての実装
提言① 大阪都心の各エリアの個性を育む効果的な公開空地の活用と仕組みづくり			
提言② 道路や歩道を活用した地域のシビックプライドを醸成する機会の創出		官民による指針の検討～策定	地域団体によるまちづくり、まちそだての実装
提言③ 道路や広場を活用したエリアブランド向上とエリマネ活動の自立を図るエリマネ広告の実装化		社会実験PDCA	

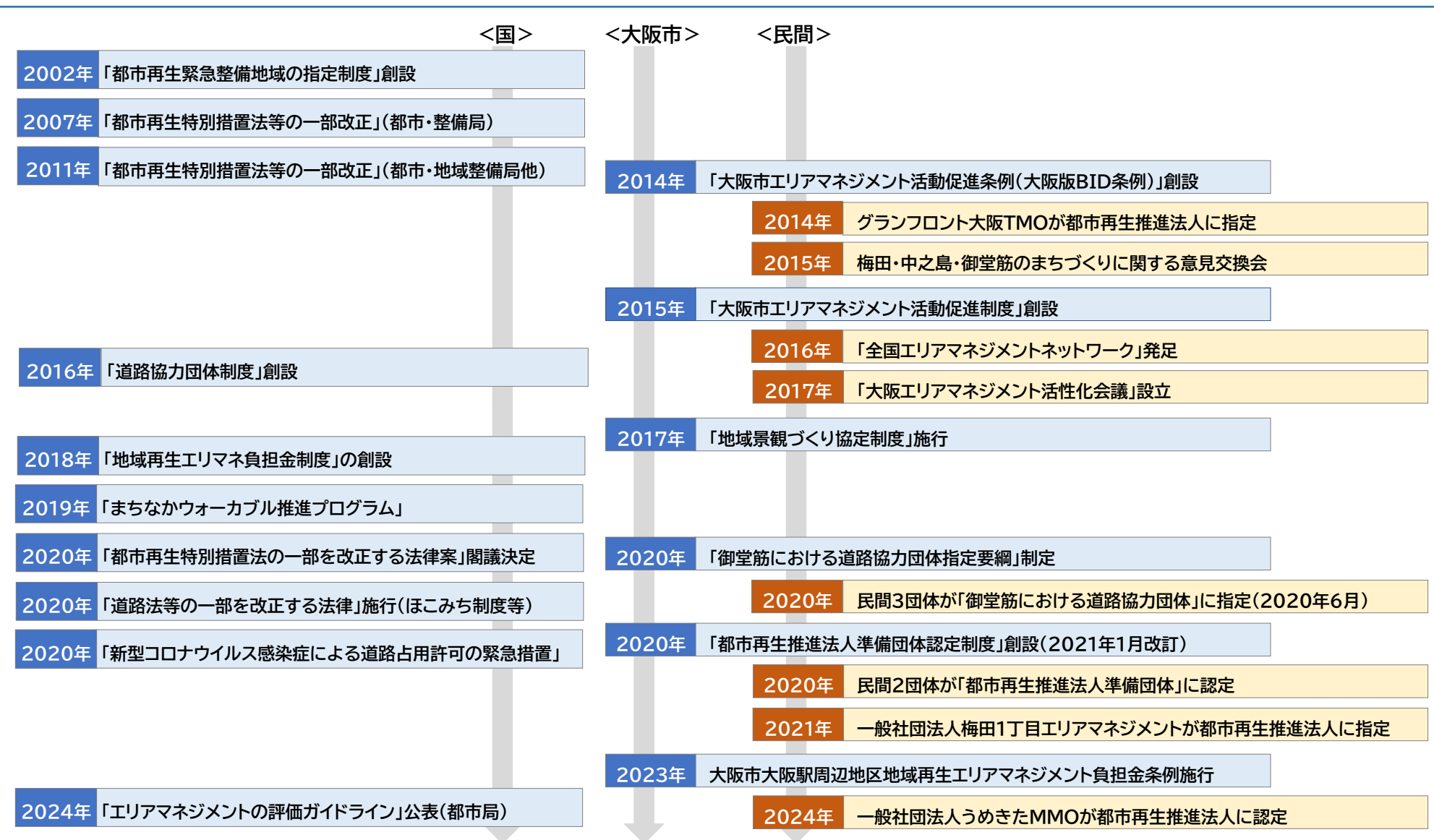
2025年大阪・関西万博を経て、**ポスト万博**に向けた官民共創による2030年～未来に向けた大阪都心のまちづくり・まちそだての活発化

提言「官民共創による『P・A・R・Kな大阪都心』に向けて

2024年10月18日
大阪商工会議所

1 エリアマネジメントに関する近年の動き

2002年に国により創設された「都市再生緊急整備地域の指定制度」に関する特別措置法をきっかけに、多くの都市で官民それぞれの役割を活かしたまちづくりの活発化が進んできた。**大阪も都心部では多くのエリアマネジメント団体が発足**し、都市の経営や運営にも継続的に取り組みながら、公共との連携や協働により**大阪都心部の価値向上**への新たな民間参加の仕組みや枠組みも進んでいる。



2 提言取りまとめの経緯

- 2002年に国が創設した「都市再生緊急整備地域の指定制度」をきっかけに、大阪都心部でも多くのエリマネジメント団体(以後「エリマネ団体」)が発足し、各エリアで大阪の魅力向上に向けた取り組みを進めている。
- そうしたエリマネ団体で活動する企業や本会議所など経済団体が連携し、2021年4月に「大阪都心のまちづくり活動勉強会」を発足。議論を重ねて、2022年11月には、提言「大阪都心全体の価値向上に向けて」を取りまとめ発表、その内容を広く発信するため、2023年12月には「P・A・R・Kな大阪都心フォーラム」を開催した。
- このたび取りまとめた提言「官民共創による『P・A・R・Kな大阪都心』に向けて」(案)は、これまでの議論の集大成であり、大阪都心において官民共創のまちづくりを推進するための具体的な提案を盛り込んでいる。
- 提言の提案に際し、同勉強会から本会議所への協力要請があったため、9月27日に都市活性化委員会を経て、10月18日の常議員会で審議。

【参考:大阪都心のまちづくり活動勉強会】

役割		メンバー
座 長		橋爪紳也・大阪公立大学特別教授
企 業		大阪ガス(株)、大阪市高速電気軌道(株)、(株)大林組、関西電力(株)、近鉄不動産(株)、京阪ホールディングス(株)、(株)竹中工務店、南海電気鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、阪急阪神不動産(株)、三井不動産(株)
経済団体		大阪商工会議所、(公社) 関西経済連合会、(一社) 関西経済同友会
オブザーバー		大阪府、大阪市、大阪観光局
事務局		(一社)大阪まちづくり協議会(代表理事:橋爪紳也・大阪公立大学特別教授、代表理事:岡智恵子・(株)ケーファ代表取締役・(公財)都市活力研究所客員研究員)

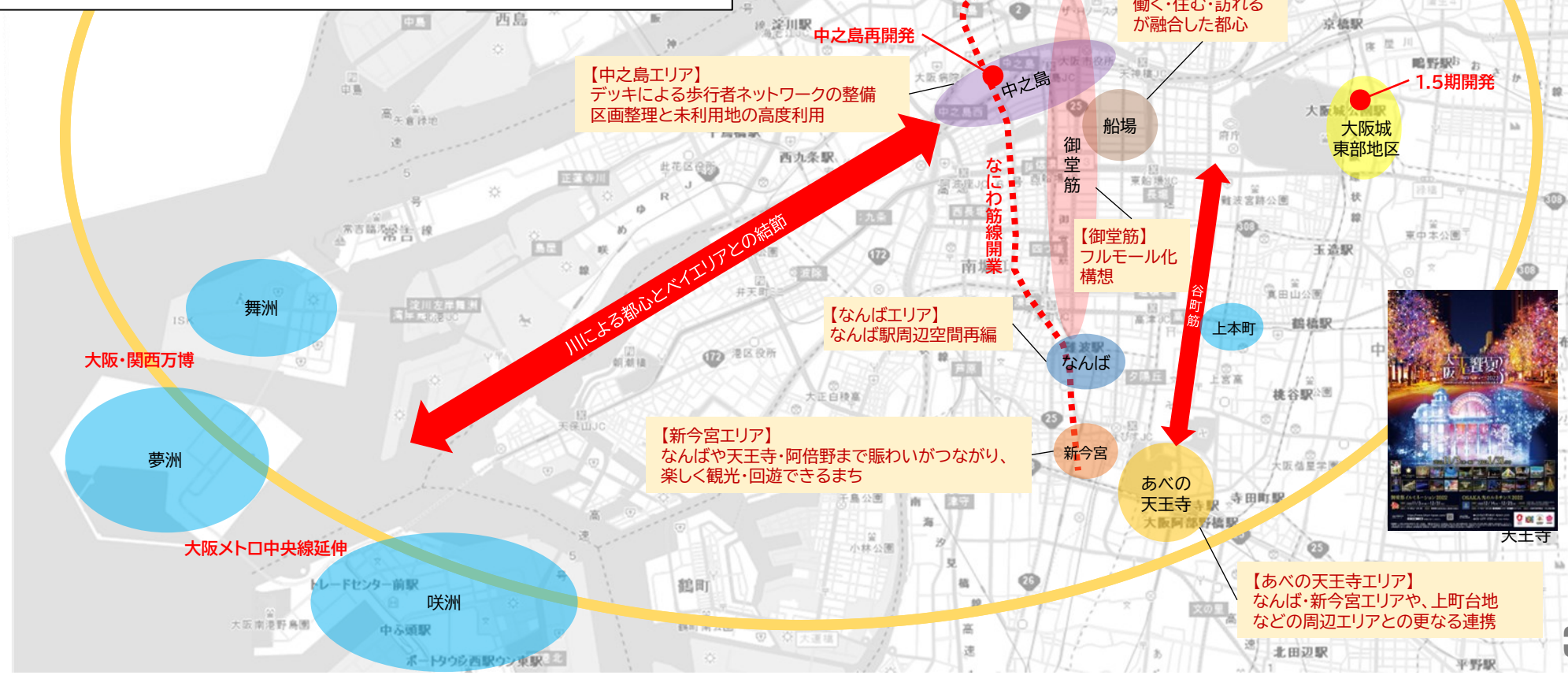
3 大阪都心における主なプロジェクト等

<～2025年まで>

- 未来医療国際拠点 Nakanoshima Cross(2024年6月29日開業)
- うめきた2期先行まちびらき(2024年9月6日開業)
- Osaka Metro中央線延伸(コスモスクエア～夢洲間)(2024年度開業未予定)
- なんば駅周辺空間再編(2025年3月完成予定)
- 淀川十三船着場整備(2025年3月完成予定)
- 淀川河川敷十三エリア魅力向上事業(2025年4月供用開始予定)
- 大阪・関西万博(2025年4月13日～10月13日)
- 大阪公立大学森之宮キャンパス(1期)(2025年秋開設予定)

<～2031年まで>

- うめきた2期再開発(2027年全体開業)
- 大阪城東部地区1.5期開発まちびらき(2028年春予定)
- 大阪IR(2030年予定)
- なにわ筋線(2031年春開業予定)
- 大阪モノレール延伸(門真市～瓜生堂間)(2033年度開業予定)



リニア中央新幹線
北陸新幹線



4 世界各国から選ばれる・選ばれ続ける大阪を目指して

<社会的背景>

グローバル社会の進展と近年の社会環境の変化

行政によるまちづくりの取組み等

- ・「将来ビジョン・大阪」(2018年12月策定)
- ・「グランドデザイン・大阪」(2012年6月策定・改訂作業中)
- ・「大阪の成長戦略」(2018年3月改訂)
- ・「大阪の再生・成長に向けた新戦略」(2020年12月策定)
- ・「大阪 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区域マスタープラン)」(2020年10月)
- ・「大阪都市魅力創造戦略2025」(2021年3月)
- ・「エリアマネジメントの評価ガイドライン」(2024年4月)
※国土交通省都市局 など

人口減少・高齢化

コロナ禍による経営及び生活の変化

ICTによる情報格差(デジタルデバйд)

防災減災の強化

サステナビリティ(持続可能性への取組)

民間による“新しい公共”としての公益的な活動

- ・各エリアにおける民間開発等を活用したまちづくり活動及び各エリアの将来像(ビジョン)の策定
- ・エリアマネジメント団体によるまちづくり活動の実践
公共空間の利活用の推進
- ・エリアMICEやエリアプロモーションの推進
- ・民間による防災減災の社会実験の推進

2025年大阪・関西万博や2031年のなにわ筋線開通(予定)などの大きな発展的転換期

大阪が持続的な発展を遂げていくためには、国内はもとより世界各国から選ばれる都市となるための

国際競争力の強化が不可欠

大阪都心の価値向上が大阪・関西の国際競争力の強化へと波及

選ばれる大阪・期待される大阪を目指した大阪都心に向けて

“場”が人を育て、人が“場”をつくる循環づくり
世界とつながる「豊かな交流」が育まれる大阪都心へ

世界中の人が交流し新たな産業や文化を生み出す大阪らしい「豊かな交流」が育まれる循環が重要

<大阪都心の重要性>

(1)大阪都心の特性と役割

(2)官民共創の必要性

(3)都心の活力が大阪府全域・関西全域へ波及

(1)大阪都心の特性と役割

- [illegible]



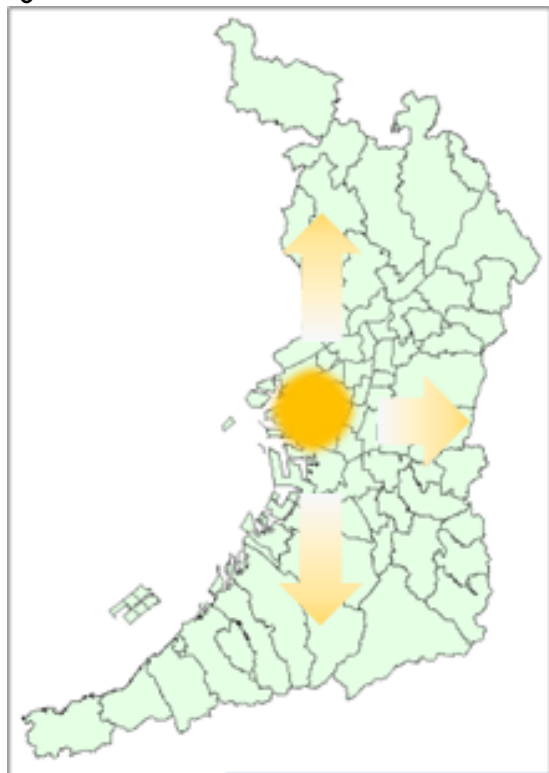
※大阪市における都市再生緊急整備地域及び
特定都市再生緊急整備地域(大阪市HPより)

(2)官民共創の必要性

- 大阪都心部の活性化においては、エリアブランド、防災減災、交流人口を求める観光地域まちづくりなど、**官民による総合力が求められる**ことから、それぞれの役割を担いながら**将来像を共有し共創**することで大阪らしい個性ある都心の活力が生み出される。
- 民間(企業市民)が目指すのは、**2031年なにわ筋線開通等に向け、2025年大阪・関西万博を活かした大阪都心の国際競争力の強化**であり、そのためには都市再生緊急整備地域において定められた目的や方針を活かした**規模(スケール)**での**大阪都心が一体**となった成長が必要。
⇒面的な大阪の魅力向上(道→御堂筋・川から海→中之島～ベイエリア・駅→ターミナル)においては「つくる」だけでなく「そだてる」ことを念頭においた取組が重要。
- 都市再生緊急整備地域以外の地域においても、大阪の魅力向上に向けた取り組みを進めていることから、官民の共創による公共空間(道路・河川・公園・文教施設等)を活かした新サービスや、都心機能の再編などを、**都心部の各エリアが一体感**を持ち、これまでの施策との連続性を持ちながら進めていくことが求められている。

(3)都心の活力が大阪府全域・関西全域へ波及

- 大阪都心部のまちづくりへの取組やその成果を、グレーターミナミをはじめとする大阪府内、さらに関西各都市のまちづくり団体の活動の活性化につなげ、**大阪府内、関西全域に大きな経済活力を生み出す。**



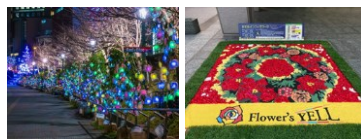
大阪府全域への波及
(大阪府地図情報システムより)



関西全域への波及
(国土交通省国土地理院地図より)

6 大阪都心が一体となった将来像と方向性

選ばれる大阪・期待される大阪をめざし、大阪都心の価値を高めるためには、**公共と民間が共に将来像を共有**し、大阪都心が一体となった都市格向上を図ることが国際競争力の強化につながる

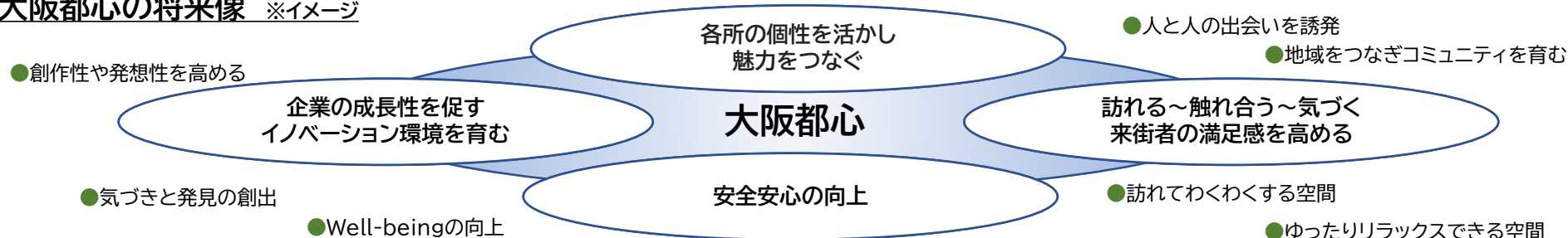


官(行政)と民(企業や経済団体)と共に大阪の総合力を活かした
大阪ならではの官民共創スタイル

=大阪の都市経営モデルの創出=



大阪都心の将来像 ※イメージ



“場”が人を育て、人が“場”をつくる循環づくり
世界とつながる「豊かな交流」が育まれる大阪都心へ

地域をつなぎ
コミュニティを育む

イノベーションの
可能性を高める

P・A・R・Kな大阪都心

Public/Private ・ Area/Activity ・ Relation/Resource ・ Knowledge/Kindness

気づきと発見の創出

人と人の出会いを誘発

人々にとっての公園(PARK)は、地域をつなぎコミュニティを育み、人々の創造性を高め自己啓発を促し、健康を促進するなど多くの価値や魅力を持つ。その「P・A・R・K」の4文字に大阪都心の国際競争力強化のために必要と考える要素を加えた「P・A・R・Kな大阪都心」という言葉を将来の方向性とした。これは、大阪都心が育んできた個性ある魅力と機能性に加え、官民それぞれの役割を活かしながら、大阪らしい人や企業の成長を促す空間(自分を見つめる、人と触れ合う、創作意欲を刺激するなど、未来志向)による「場が人を育て、人が場を作る」循環づくりの実践を促すものである。

「P・A・R・Kな大阪都心」

Public/Private ・ Area/Activity ・ Relation/Resource ・ Knowledge/Kindness

「P・A・R・Kな大阪都心」とは、

- 大阪都心が**一体**となるスケールで、
- 官と民が**一緒**になって
- 様々な主体が**積極的に利活用**することができる
- **魅力的な共用空間(コモンスペース)**をつくり育てること

※コモンスペース:道路・広場・公園・公開空地・水辺等

Public/Private

Public:公共地や公開空地など
まちの共用空間(コモンスペース)
Private:民間の敷地や建物など

Area/Activity

Area:各エリアの個性や魅力など
Activity:様々な活動

P・A・R・Kな
大阪都心

Relation/Resource

Relation:人と人の関わり、交流
Resource:既存資源の有効活用

Knowledge/Kindness

Knowledge:最先端の技術
Kindness:おもてなしや安全安心



魅力的な共用空間(コモンスペース)とは:官民の役割のもと一緒になってつくり育てる空間

- ◆ 共用空間(コモンスペース)は、地域をつなぎコミュニティを育み、多様な人々が関わり合う**交流の役割**を担う。
- ◆ 創作性や発想性を高める交流を生み出し、魅力的な共用空間(コモンスペース)をつくり育てるためには、**様々な主体が持続的に利活用**していくことが必要である。
- ◆ 魅力的な共用空間(コモンスペース)は、**都市格向上を牽引する重要な空間**である。
- ◆ 魅力的な共用空間(コモンスペース)をつくり育てるためには、**官民がそれぞれの役割のもと、一緒に取り組んでいく必要がある(官民共創の都市経営)**。

官民共創の都市経営



空間づくりと利活用

大阪都心の**価値向上**が大阪・関西の国際競争力の強化へと波及

P・A・R・Kな大阪都心

「大阪ならではの官民共創」により大阪都心の共用空間(コモンスペース)をより効果的に活かす

効果・成果

自立性、継続性

官民共創の都市経営

制度
運用

体制
プラットフォーム

プロモーション
マーケティング

空間づくりと利活用

道路

都市のブランドを牽引する
良好な景観の形成と賑わい
や交流を生み出す道路



広場

まちと人との交流・情報拠
点としての多様性・多機能
性を有する広場

公園

民間活力と市民参加による
多様な機能を引き出す都市
格向上を牽引する公園

水辺

大阪の歴史・文化を現代に伝える
シンボリックな景観を有する水辺

公開空地

交流空間としてまちの魅力・
活力を向上する公開空地

都心のブランドを牽引する良好な景観と賑わいや交流を生み出す道路

- 大阪都心は様々な企業や商業等が集積した個性あるエリアで構成されており、今後も各エリアの個性創出を図るためには、各企業や施設の共用部となる道路の活用が重要。**関係人口**(地権者・オフィスワーカー・店舗・住民等地域と多様にかかわる人々)が**主体的に賑わいや交流に取り組む**ことが、まちに対する**愛着心やシビックプライドの醸成**となる。そのための道路活用の在り方の検討が求められる。

<検討に重要な視点>

- 交通安全への配慮
- 公共性・公益性への配慮
- 地域の合意形成
- 関係人口のシビックプライドの醸成
- 地域活動の継続
- エリマネ団体プラットフォームの自立性向上

■道路空間利活用のイメージ(例)

○ユニークベニューとしての利用



※御堂筋ランウェイ

○沿道地権者や事業者等による
地先利用と収益のまちへの還元



※静岡県沼津市・沼津あげつち商店街

○シェアド・スペースによる
「歩車共存」空間



※社会実験「博労町オープンストリート2024」

○地域の伝統文化の取組



※祇園祭

■道路空間利活用における課題等

- 公共性・公益性と、関係人口のシビックプライド醸成を両立する仕組みづくり(プラットフォームとなるエリマネ団体)
- エリアブランドの向上に資するエリマネマネジメント広告の検討。エリマネ団体の財源として自立性向上を促す等

民間活力と市民参加による多様な機能を創り出し都市格向上を牽引する公園

- 都市公園とは、「人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間」とされている中で、都市公園法の改正に伴い、公募により選定された民間事業者が公園内に施設を設置して運営する公募設置管理制度(Park-PFI制度・Park-Private Finance Initiative)が制定され、民間による**公園運営**が進み始めている。

このように民力による都市公園の魅力向上は、エリアのブランド向上など様々なイノベーションの活性化にもつながり経済波及効果の創出にもつながる。こういった好循環を永続するための民間参加環境の整備と官民における効果の共有などを鑑みた**公園経営**が求められる。

<検討に重要な視点>

- 公園本来の機能や役割を育む
- 民間参加による好循環の永続化
- 公共性公益性への配慮
- 地域の拠点性の構築とエリアブランドの向上
- 地域の理解と期待感喚起
- 市民参加による運営

■都市公園による都市格向上に向けたイメージ例

○Park-PFIの推進と
多様なバリエーション



※てんしば

○指定管理者による
新たな利活用方法の実施



※東京都豊島区・南池袋公園



※アメリカ・ニューヨーク市・ブライアントパーク

○緑被率の向上に向けた木々や
緑の育成



※シンガポール・ガーデンズ・バイ・ザ・ベイ

■民間参加による都市公園運営の課題等

- 好循環のための公園経営の官民の役割分担

交流空間としてまちの魅力・活力を向上する公開空地

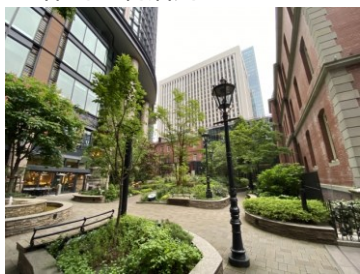
- 公開空地は、1971年に創設された**総合設計制度**に基づき、施設開発対象地に**一般公衆が自由に入出りできるオープンスペース**として設置され、その有効面積に応じて容積率や各種の高さ制限を緩和する制度として始まった。これにより過密な都心に光や風、緑が導入されたが、一般の方々の自由な出入による安全管理への懸念や、公開空地を多く要する大阪都心部では、グラウンドレベルが空疎になり、賑わい感が不足するなど課題もある。こういった**空間を有効活用**し、エリア全体の価値向上や交流創出などに活用することで、**人の関わりが増え、安全管理対策**にもつながる等、将来的なエリア全体の発展につながる利活用が求められる。

<検討に重要な視点>

- 公共性公益性への配慮
- 面的な視点での空地の利活用
- 施設(建物)所有者の合意形成
- 恒常的な賑わいと交流の創出
- 地域の理解・合意形成
- 施設及びエリアの安全管理の推進

■公開空地の利活用のイメージ例

○建物の機能とオープンスペースの一体的な利活用



※東京都千代田区・丸の内パークビルディング

○地域の交流空間としての長期的な利活用



※船場エリア

○地域の交流空間としてのイベント的な利活用



※東京都千代田区・東京ビルTOKIA

○都市回遊型イベントの実施



※仙台トラストシティ
「Autumn Campaign 2019」

■公開空地の利活用における課題等

- 面的な視点によるエリアマネジメント団体等の一元管理(施設所有者・利活用者・行政とのプラットフォーム)
- イベント等の一時利用だけでなく中長期的・恒常的な利活用

まちと人との交流・情報拠点としての多様性・多機能性を有する広場

- 広場とは、公開空地や公園などと機能性を同じくする点が多く、人が多く集う歩行者空間を示す。都心の広場としては、主要駅前に配置される駅前広場や、バス・タクシー等の乗降機能を有する交通結節点となる交通広場を対象とすると、**大阪都心では大阪駅南北、なんば等の広場が創出**され、交通の結節機能の向上に加え、交流拠点としての役割や情報発信機能、防災広場として有事の際の活用などエリアにとどまらず都心のブランド創出と回遊を促す等の有効な役割が期待される。そのためには広場の維持管理と共に、**将来的にエリアや大阪都心全体に波及**を促すための**官民での有効な広場運用や都市経営的視点**による効果的な利活用が求められる。

<検討に重要な視点>

- 地域の理解・合意形成
- 公共性・公益性の配慮
- 安全性の確立

- 恒常的な賑わいと交流の創出
- 都市格の向上
- 都市経営的視点での運用

■広場の利活用や運用のイメージ例

○まちのブランドを感じることができる広場空間の利活用



※虎ノ門ヒルズ森タワーのオーバル広場



※日比谷ステップ広場



※奈良県天理市・天理駅前広場CoFuFun



※東京都千代田区・Marunouchi Street Park

■広場の利活用や運用運営の課題点

- 交通機能重視から歩行者重視への空間改善
- エリアの顔となる景観創出や日常のにぎわい創出

大阪の歴史・文化を現代に伝えるシンボリックな機能や景観を有する水辺

- かつて大阪は「水の都」と呼ばれ、江戸時代には諸藩の蔵屋敷が立ち並び、商業と物流の中心地であり、川は大阪の文化や産業を生み出した重要な役割であった。その後、道路が発展し河川が道路となり、まちは河川に背を受ける時代があった。しかし花と緑・光と水懇話会が立ち上がり、水都大阪再生構想を機会に大阪の新たなシンボルとして**水と光のまち大阪**として国内外への発信に取り組み、近年は堂島川や大川には河川法の規制緩和により民間施設が整備され、歴史ある橋梁や護岸がライトアップされるなど、**大阪の新たなブランドとして景観と賑わい創出**が進んでいる。こういった中で生み出された**景観や舟運事業が永続化**されるために、**官民共創**による財源確保や川とまちが一体的に賑わいを創出する**仕組み**等が求められる。

<検討に重要な視点>

- 水都大阪コンソーシアム・光のまちづくり委員会との連携
- 良好な景観を守る視点場の設定
- 舟運とまちの賑わいとの連携
- 水上及び水辺の安全安心の構築
- 各エリアのブランド向上

■水辺の利活用のイメージ例

○河川空間のオープン化



※八軒家浜

○水辺のオープンカフェ



※(広島市・水辺のオープンカフェ

○橋梁や護岸、近代建築のライトアップなど、水辺の印象的な顔づくり



※大川(水辺のライトアップ)

■水辺の利活用における課題等

- 水と光のまち大阪としてのポテンシャルを活かした国内外への発信
- 水辺利活用の仕組みと運用

<大阪都心における公共空間活用・社会実験等の取り組み>

大阪都心では、民間のエリアマネジメントにより公共空間を活用した様々な社会実験の取組が進んでいる。これらの実績を踏まえ、公共空間(都市の共用部(コモンスペース))の有効活用と好循環の創出を図るべく、検討が進んでいる。



◇公共空間活用・社会実験等◇

公開空地の利活用

公開空地の利活用のあり方や、
地域ニーズを把握するための
モニタリングプロジェクトの実施

【事業】公開空地長期利用モニタリング
プロジェクト

【主体】船場倶楽部

【時期】2022年度、2023年度

【概要】船場地区内2か所において、住民、
ワーカー、ビジターの憩いや交流の空間
として長期的に活用する公開空地活用モ
ニタリングプロジェクトを実施。



道路の利活用

「歩車共存」の実現に向けた
安全性の検証や賑わいなど
を検証するための取り組み

【事業】高麗橋ストリートパーク(社会実験)

【主体】船場博覧会実行委員会、船場倶楽
部、大阪市中央区役所

【時期】2020年度～継続中

【概要】船場地区におけるオープンスペース
の取り組み(社会実験)として、車両フルク
ローズ、簡易歩車分離施設によるシェア
ドスペース、通過交通を抑制したカーブ
サイドマネジメント、タイムマネジメントに
よる車両フルクローズ、歩車分離・車両制
限のない完全シェアドスペース等を実施。



道路の利活用

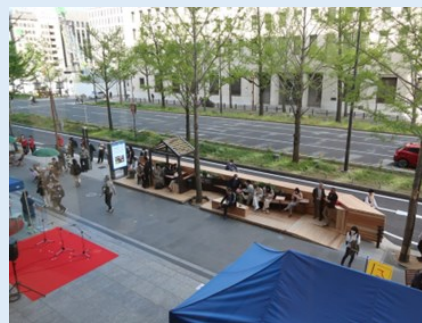
将来の道路空間再編を見据え
道路協力団体制度とほこみち
制度を活用した取り組み

【事業】御堂筋パークレット(社会実験)

【主体：】一般社団法人御堂筋まちづくり
ネットワーク

【時期】2017年度～継続中

【概要】道路協力団体制度と歩行者利便増
進道路制度(ほこみち)2つの制度を活用
し、地域情報案内板(周辺案内図、デジタ
ルサイネージ)、フリーWi-Fi、災害時に
活躍するネットワークカメラ等を設置。



広場の利活用

人中心の空間への再編に向けて
広場空間を創出し活用する
取り組み

【事業】なんば駅周辺における空間再編推
進事業

【主体】大阪市・なんば広場マネジメント法
人設立準備委員会

【時期】2016年度～継続中

【概要】南海なんば駅前を、待ち合わせや憩
いの空間、まちの情報発信など、世界中
の人々を惹きつける観光拠点にするべく、
駅前の道路を歩行者空間(広場)に再編
し、2023年11月になんば広場(仮称)が
先行オープン。民間による運営管理を進
める社会実験を試行中。



◇公共空間活用・社会実験等◇

エリマネ広告の取組

エリマネ活動財源の確保に向けた 取り組み

【事業】ルイ・ヴィトン協賛による3団体のバナーフラッグ
広告の実施
【主体】一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク
【時期】2019年度
【概要】御堂筋の将来像を市民に提示することを目的と
したエリマネジメント3団体による合同の「御堂筋 ヒト
中心のストリート・キャンペーン」への広告協賛を受け、
バナー広告を掲出。御堂筋将来ビジョンの実現を推進す
る大阪市建設局より副申書を受理。



歩道の緑化・美化の取組

エリマネ団体会員企業による 地先の緑化推進

【事業】御堂筋コンテナガーデン
【主体】一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク
【時期】2017年度～継続中
【概要】御堂筋完成80周年記念事業として彫刻を彩る「御
堂筋コンテナガーデン」を官民連携して彫刻脇に整備・
管理していくことで、芸術・文化的要素を備えた御堂筋
の上質なにぎわいのまちなみにふさわしい空間を演出。
【活用】道路協力団体制度



歩道の緑化・美化の取組

エリマネ団体による 高質な道路空間の形成

【事業】平野町街園の再整備・維持管理
【主体】一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク
【時期】2020年度～継続中
【概要】15年以上経過したフォーマルガーデンをイン
フォーマルガーデンにリニューアル。道路協力団体の第1
号業務としての街園の整備及び維持管理による高質な
道路空間の形成。
【活用】道路協力団体制度



◇公共空間活用・社会実験等◇

道路の利活用・エリア交流

企業、地域団体、学校及び行政が
一体となった
“歩いて楽しいまちづくり”

【事業】茶屋スロウディ、

NISHIUMEDA CANDLE DAYS

【主体】100万人のキャンドルナイト@OSAKA CITY茶
屋町スロウディ実行委員会、NISHIUMEDA
CANDLE DAYS 実行委員会

【時期】2005年度～継続中

【概要】茶屋町エリア及び西梅田エリアにおいて、企業、地
域団体、学校及び行政が集い、街の連携と賑わい創出
を図ることで“歩いて楽しいまちづくり”を推進し、新た
な魅力を発信することを目指している。



道路の利活用・エリア交流

エリアの周辺地域にある
専門学校の学生たちの
まちづくりへの参画

【事業】Walkable UMEDA構想

「歩道上の滞留・交流空間づくりのための社会実験」

【主体】梅田地区エリアマネジメント実践連絡会等

【時期】2019年度、2020年度、2022年度

【概要】Walkable UMEDA構想の実現に向け、官民連
携で社会実験を実施。

普段は歩行空間として利用されている公共空間(歩道)
上にテーブルやイスなどを設置し、新たに滞留空間を
つくることで、「交流」「コミュニケーション」といった行
動を生み出せるか、また行動に繋げるにはどのような
機能が必要かを検証。



地域再生・受益者負担

持続的なまちづくりを目指した
地域再生エリアマネジメント
負担金制度の適用

【事業】梅田あるくフェス

【主体】梅田あるくフェス実行委員会(大阪梅田エリアマ
ネジメント、梅田1丁目エリアマネジメント、大阪市)

【時期】2020年度～継続中

【概要】「まち歩き×健康」をテーマとしたエリアイベント。
梅田エリア内の施設等との連携により、平日を中心に
楽しめるコンテンツを提供。梅田エリアの持続的なまち
づくり推進に向けたエリアマネジメントの一環として、
大阪市より地域再生エリアマネジメント負担金制度の
適用を受けた取り組み

【活用】地域再生エリアマネジメント負担金制度



官民共創による「**P・A・R・K**な大阪都心」に向けて
＝提言について＝

11、官民共創による「P・A・R・Kな大阪都心」の実現に向けて＝趣旨＝

このたびは、選ばれる大阪・期待される大阪をめざし、大阪都心の価値を高めるために、
公共と民間が共に将来像を共有し、大阪都心が一体となった都市格向上が国際競争力の強化につながると考え、
2025年大阪・関西万博で世界から注目され、新たな技術や産業などが集結し未来につながるイノベーションへの期待が高まるこの機会に、**ポスト万博に向けた“官民共創による大阪ならではの都市経営の実践”**を意味する
「P・A・R・Kな大阪都心」の実現に向けた具体的な取り組みについて提言いたします。

“場”が人を育て、人が“場”をつくる循環づくり
世界とつながる「豊かな交流」が育まれる大阪都心へ

地域をつなぎ
コミュニティを育む

イノベーションの
可能性を高める

P・A・R・Kな大阪都心

Public/Private ・ Area/Activity ・ Relation/Resource ・ Knowledge/Kindness

気づきと発見の創出

人と人の出会いを誘発

Public/Private

Public: 公共地や公開空地など
まちの共用空間(コモンスペース)
Private: 民間の敷地や建物など

Area/Activity

Area: 各エリアの個性や魅力など
Activity: 様々な活動

Relation/Resource

Relation: 人と人の関わり、交流
Resource: 既存資源の有効活用

Knowledge/Kindness

Knowledge: 最先端の技術
Kindness: おもてなしや安全安心

「P・A・R・Kな大阪都心」とは
大阪都心が**一体**となるスケールで、
官と民が**一緒**になって
様々な主体が**積極的に利活用**することができる
魅力的な共用空間(コモンスペース)をつくり育てること

※コモンスペース: 道路・広場・公園・公開空地・水辺等の公共空間

12、官民共創による「P・A・R・Kな大阪都心」の実現に向けて＝必要な要素とは＝

大阪都心における公共空間活用・社会実験等により抽出された課題等

<課題点>

都心における交流拠点の不足
(交流拠点の創出の必要性)

エリアマネジメント団体の自立化
(安定した人材確保の困難性)

まちの担い手が活躍できる
場づくりの必要性

地域の人たちの交流空間の不足
(シビックプライドの醸成)

官民でビジョンを作り・共有する体制が無い
(大阪都心のパッケージ化の必要性)

取組事例が共有されていない
(知見やノウハウが蓄積されない)

都市の開発に準じる規制緩和とまちを育てることに係る規制緩和の違いによるギャップ

エリア個性を活かした上で大阪都心のブランドを高めていくための戦略の欠如(経営的視点の欠如)

P・A・R・Kな大阪都心の実現に向けた官民共創における必要な要素

企業・住民を含めた地域が関わる
(仕組みづくり)

地域の人とまちとの交流が空間の成長につながり、
地域の人とまちとの交流が
シビックプライドの醸成を促す

魅力的な空間の創出
(ブランドづくり)

官民の境界線がなく
一体的に創出する共用空間により
エリア個性を生み出しブランド化される

まちの魅力を生み出し育てる担い手を増やす
(人づくり)

まちの魅力づくりに関わる担い手を
増やすこと(人材確保)により
持続的にエリア個性が創出される

ポスト万博に向けた、大阪都心のまちづくり・まちそだての実践へ

大阪ならではの官民共創による「P・A・R・Kな大阪都心」の実現

本提言では、官民共創による「P・A・R・Kな大阪都心」の実現に向けて重要と考える3つの観点での提言としてまとめました。

- ①大阪都心及び各エリアのブランドを地域で育む環境づくり
- ②関係人口による“まちそだて”による地域交流の促進とイノベーションの創出
- ③プラットフォームとなる地域団体(エリマネ等)の自立性の向上

2025年から始まる大阪都心のまちづくり・まちそだてに向けて

提言①

大阪都心の各エリアの個性を育む
効果的な**公開空地**の活用
と仕組みづくり

エリアの公開空地の一元管理を行う

①認定エリマネ団体制度(仮称)

提言②

道路や歩道を活用した
地域のシビックプライドを醸成
する機会の創出

②-1官民共創による道路(歩道)
利活用等での特例措置

②-2道路(車道)の柔軟な利活用
となるカーブサイドマネジメント

提言③

道路等の公共空間を活用した、
エリアブランド向上と
エリマネ活動の継続化のため
のエリマネ広告の具現化

③大阪都心エリマネ広告制度(仮称)

以降は、2025年大阪・関西万博を経て、**ポスト万博**に向けた“いのち輝く未来社会”を目指し、
官民共創による2030年～未来に向けた大阪都心のまちづくり・まちそだての活発化を目指す

提言①

大阪都心の各エリアの個性を育む
効果的な**公開空地**の活用と仕組みづくり

<現状及び課題認識>

- ・大阪都心には各エリアごとに数多くの公開空地が点在し、グラウンドレベルの賑わい感の不足などの課題を抱える
- ・エリアの賑わいや交流創出などによる価値向上を図るとともに、大阪都心全体の発展につながる利活用が必要



<実現に向けた具体的な取組みの提案>

「認定エリアマネジメント団体制度」(仮称)による
公開空地の一元管理と利活用の推進

大阪都心部では主要幹線に接するエリアは、歩道幅も広く、ポケットパーク的な小さな広場等も点在し、空間にゆとりがある。また主要幹線から奥まったエリアは地域の個性を打ち出す界索性が今も残るが、道路や歩道にゆとりがない。一方で各ビルの建て替えの際に設置された公開空地が多く点在している。

こういった空間を年間を通じて恒常的なエリアの活性化や賑わい創出、また人と人との交流を育む広場として活用する新たな仕組みにより、長期にわたる活動計画に基づき、関わる人が増え、公開空地の持つ課題でもある安全管理の改善にもつながるものとして検討いただきたい。

(展開案) P・A・R・Kな大阪都心モデル①

エリアの公開空地の一元管理を行う「**認定エリアマネジメント団体制度**」(仮称)

官民で指針を策定し、地域エリマネ団体を認定し長期占用により永続的なエリア全体のブランドや賑わい創出を図る

都心の各エリアに点在する公開空地



面的に繋げエリア間の連続性を生み出す



提言①

大阪都心の各エリアの個性を育む
効果的な公開空地の活用と仕組みづくり

<詳細>

【認定エリアマネジメント団体制度(仮称)のイメージ】

◆「大阪都心の地域団体による公開空地の一元管理(認定エリマネ団体制度)指針」(仮称)の策定

大阪都心の各エリアにおいて活動する地域団体によって、各エリア内の公開空地の一元管理に取り組むことが、各エリアの活性化に期待されることを目指した利活用及び効果目標等を設定した指針を官民により策定

※大阪都心における公開空地活用の目的・方針を設定し、それに基づき各エリアでの利活用の具体的手法、デザイン、イベント等、期待される取組を活動基準とし、加えて公開空地での保安(活動時間及び夜間等を含め)の規定、また公開空地で得る収益の規定や利用方法・用途等を設定。
※各エリアで活動を計画する団体の認定基準を策定(活動内容、活動状況、構成メンバー、対象公開空地所有者等の合意など)。

◆上記指針に基づき地域団体(エリアマネジメント団体等)による「大阪都心公開空地活用計画」(仮称)を審査・認定

※上記指針に基づき大阪都心で活動する地域団体(エリアマネジメント団体等)が中長期を見越した利活用計画を策定し、審査・認定を行う。
(ただし、対象となるエリア内区域の公開空地所有者の合意形成が図られたものとして提出)

	大阪市における現行の公開空地の利活用について	大阪都心の地域団体による公開空地の一元管理指針(仮称・案)
基本的な考え方等	○原則として他の目的に使用することはできない。 ○営利を目的とせず、かつ、次のいずれかに該当する一時的な占用行為又は地区計画の区域内において別途定められた公開空地の占用に関する基準、ガイドライン等に適合する占有行為であって、市長がこれを承認する場合についてはこの限りでない。 ア イベント、リクリエーション活動など地域の活性化に寄与する行為 イ 当該敷地内施設の維持管理のために必要な行為 ウ その他の公共公益に資する行為(公共的自転車駐車場の設置など) エ 屋内に設けられる公開空地の場合で、管理上必要とされる深夜等における閉鎖行為	○認定された地域団体(認定エリアマネジメント団体)が、認定された「公開空地等活用計画」(仮称)に基づいて利活用することができる。 ・左記ア～エの占有行為 ・日常的なオープンカフェやキッチンカー等による地域の賑わい創出や、人と人との交流を育む広場としての占有行為 等 ※「大阪都心の地域団体による公開空地の一元管理指針」(仮称)において占有行為を規定
1回の申請で認められる占有期間	連続30日間(1か月)	通年(1年間) ※継続有
年間の占有許可日数	180日間(半年間)	365日間(1年間) ※継続有
収益の取扱い	公共活動(維持管理等)への充当	公共活動(維持管理等) +公益活動(認定団体の財源、地域プロモーション等)への充当
効果等の検証	—	毎年、認定エリアマネジメント団体から報告書の提出を義務付け、実施状況、収益の使途、効果等について検証を実施

提言①

大阪都心の各エリアの個性を育む
効果的な公開空地の活用と仕組みづくり

<参考>

【福岡市・公開空地等活用計画の登録制度】

- ・「公開空地等活用計画」とは、公開空地等を活用したまちの賑わいや魅力づくりを推進するために、公開空地等の活用の目標、方針その他必要な事項を定めた計画で、福岡市では『福岡市地域まちづくり推進要綱』に基づき、「地域まちづくり協議会」が作成した「公開空地等活用計画」を登録している。
- ・市に登録された「公開空地等活用計画」に基づき、**公益性のあるイベント**に付随する物販やサービスの提供、日常的なオープンカフェやキッチンカー等による**活用、モビリティポートの設置**ができるようになる。

計画登録No.	登録団体名	計画名称	登録期間
No.1	We Love 天神協議会	We Love 天神協議会公開空地等活用計画	2016年7月28日～2026年3月31日
No.2	草ヶ江校区まちづくり協議会	草ヶ江校区まちづくり協議会公開空地等活用計画	2018年7月2日～2025年3月31日
No.3	博多まちづくり推進協議会	博多まちづくり推進協議会公開空地等活用計画	2020年3月30日～2026年3月31日

【公開空地等活用計画の策定目的】

○We Love 天神協議会

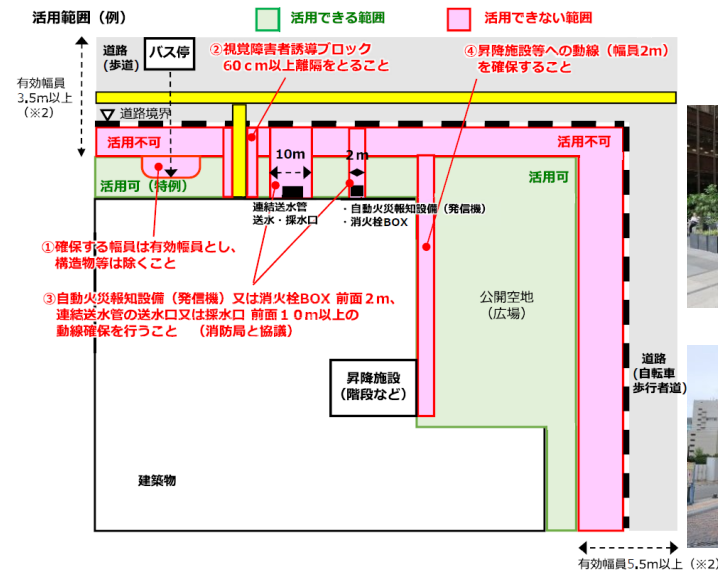
公開空地等の活用を通じて天神地区の賑わいや魅力を創出し、当協議会が2008年4月策定した「天神まちづくりガイドライン」に示す将来の目標像である『歩いて楽しいまち』の実現を図るもの。

○草ヶ江校区まちづくり協議会

九州大学六本松キャンパス跡地の中に設けられた公開空地にて、公益性のあるイベントに付随した飲食・物販・サービスの提供を行うことで、草ヶ江校区の賑わい及び豊かな住環境や文化性の創出を実現するため。

○博多まちづくり推進協議会

公開空地等の活用を通じて博多地区の賑わいや魅力を創出し、当協議会が2009年12月に策定した「博多まちづくりガイドライン」に示す将来の目標像である『歩いて楽しいまち』の実現を図るもの。



提言②

道路や歩道を活用した
地域のシビックプライドを醸成する機会の創出

<現状及び課題認識>

- ・大阪都心の企業や施設の共用部となる道路の活用は、各エリアの個性の創出を図るうえで重要
- ・まちに対する愛着心やシビックプライドを醸成する機会となる道路活用の在り方の検討が求められる



<実現に向けた具体的な取組みの提案>

大阪都心の各エリアにおける地元企業や事業者、住民等による道路や歩道の活用促進

道路協力団体制度やほこみち制度、また都市再生推進法人制度など、様々な規制緩和制度が制定され、道路や歩道の利活用は進んでいるが、公共性公益性の面から占用者の公募が義務付けられている。当然こういった透明性は重要と理解した上で、住民の少ない関係性の希薄な都心部での道路利用においては、関係者のシビックプライドの醸成となる交流や、地域の人々が地域を育む場として活用する機会の創出をはかるための様々な道路の活用のための仕組みを検討いただきたい。

(展開案) P・A・R・Kな大阪都心モデル②－1

官民共創による道路利活用等の特例措置

行政・経済界・まちづくり団体等が参加する協議の場において、都心で該当する道路(各エリア内の重点ポイントとなる道路)を選定し、認定された地域団体(エリアマネジメント等)が歩道を占用し目的に準じて利活用するなどの特例措置

(展開案) P・A・R・Kな大阪都心モデル②－2

道路の柔軟な利活用となるカーブサイドマネジメント

主要幹線から奥まったまちなみでは、道路の幅員が狭く歩道も少ないため、道路のカーブサイド(路肩)の柔軟な活用による賑わい創出や人と人との交流を促進

提言②-1

道路や歩道を活用した

地域のシビックプライドを醸成する機会の創出

<詳細>

【官民共創による道路利活用等の特例措置のイメージ】

①「大阪都心の官民共創による地域団体による道路利活用等の特例措置指針」(仮称)の策定

大阪都心の各エリアにおいて活動する地域団体(エリマネ等)によって、各エリア内で対象道路(区域)での利活用に取り組むことが、各エリアでの交流促進並びに活性化にきたいされることを目指した特例措置の指針を官民により策定。

※各エリア内での対象道路(区間)における道路(区域)を設定

※利活用の目的・方針を設定。それに基づき各エリア内の道路の利活用における活動内容・デザイン規定・安全規定・地元合意に関する規定、また道路等の利活用で得る収益の取り扱いや利用方法・用途等を設定。

②利活用計画及び主体の認定:①の特例措置指針(案)に基づき、地域団体(エリアマネジメント団体等)による「道路利活用計画」(仮称)を審査・認定

※上記規定に基づき大阪都心で活動する地域団体(エリアマネジメント団体等)が中長期を見越した利活用計画を策定し、審査・認定を行う。

	歩行者利便増進道路制度 (ほこみち制度)	道路協力団体制度	官民共創による道路利活用等の 特例措置指針(案)
目的	賑わいのある道路空間創出	道路管理の一層の充実を図る	公共と民間の垣根を超えた面的交流の活性化
対象道路等の指定	道路管理者	申請に基づき道路管理者が団体を指定	官民で重点ポイントとなる道路を選定(区間選定)
規制緩和	道路占用に関する無余地性の適用除外	道路占用に関する無余地性の適用除外	「道路(歩道)利活用計画」(仮称)に基づく占用
道路占用者	公募	道路協力団体	非公募(エリマネ団体による利活用)
占用期間	公募の場合:最長20年 非公募の場合:5年	最長5年	最長20年 (1年目及び3年毎の報告に基づき更新)
占用料	道路維持管理の協力を行う場合、 占用料の額の90%を減額	免除	免除
収益の取扱い		道路空間を活用した収益活動が可能 その収益は道路の管理に還元	公益活動(認定団体の財源、地域プロモーション等)への充当
効果等の検証	— (道路占用者の占用物件に対する維持管理義務あり)	年1回以上活動の内容について 報告する義務あり	毎年、エリマネ団体等から報告書の提出を義務付け、 実施状況、収益の使途、効果等について検証を実施

提言②-2

道路や歩道を活用した

地域のシビックプライドを醸成する機会の創出

<詳細>

【道路の柔軟な利活用となるカーブサイドマネジメントのイメージ】 ※官民共創による道路利活用等の特例措置の路肩部分の特例措置

①「大阪都心の官民共創による地域団体による道路利活用等の特例措置指針」(仮称)の策定(提言②-1)

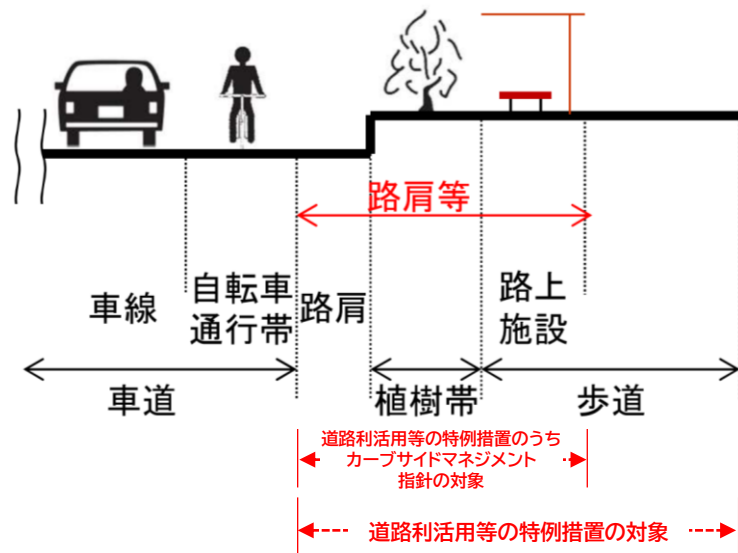
②特例規定の策定:対象道路(区域)における道路の利活用に関する特例規定(大阪都心のカーブサイドマネジメント指針・仮称)を策定

※各エリア内の対象道路を、各ブロックごとに道路のキャラクタライズを進め、車両数が多く車両通行をメインとする道路と車両数が少なく土日には滞留空間として活用する道路に分けてカーブサイドマネジメント可能な道路を選定。

※対象道路における利活用ルールや保安対策など賑わいと安全安心の両方を視点での基準を策定。

③利活用計画及び主体の認定:特例措置指針・仮称(提言②)及び上記規定に基づき、地域団体(エリアマネジメント団体等)による「路肩(カーブサイド)利活用計画」(仮称)を審査・認定

※上記規定に基づき大阪都心で活動する地域団体(エリアマネジメント団体等)が中長期を見越した利活用計画を策定し、審査・認定を行う。



	大阪都心のカーブサイドマネジメント指針(仮称) (案)
目的	公共と民間の垣根を超えた面的交流の活性化 面的デザイン性の構築(路肩・歩道・建物の一体的利用)
対象道路等の指定	官民で重点ポイントとなる道路を選定(区間選定)
規制緩和	「路肩(カーブサイド)利活用計画」(仮称)に基づく占用
道路占用者	非公募(エリマネ団体による利活用)
占用期間	最長20年 (1年目または3年毎の報告に基づき更新)
占用料	免除
収益の取扱い	公共活動(植栽やパークレット等の維持管理等) + 公益活動(認定団体の財源、地域プロモーション等)への充当
効果等の検証	毎年、エリマネ団体等から報告書の提出を義務付け、 実施状況、収益の使途、効果等について検証を実施

路肩:道路の主要構造物を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分という。(道路構造令より)

提言②-2

<参考>

道路や歩道を活用した
地域のシビックプライドを醸成する機会の創出

【国における方針等】

国においては歩道に加えて路肩(カーブサイド)の柔軟な活用など、人中心の道路を実現する空間の創出について検討するとしている。

1. 背景:人中心の道路の実現に向けた方向性

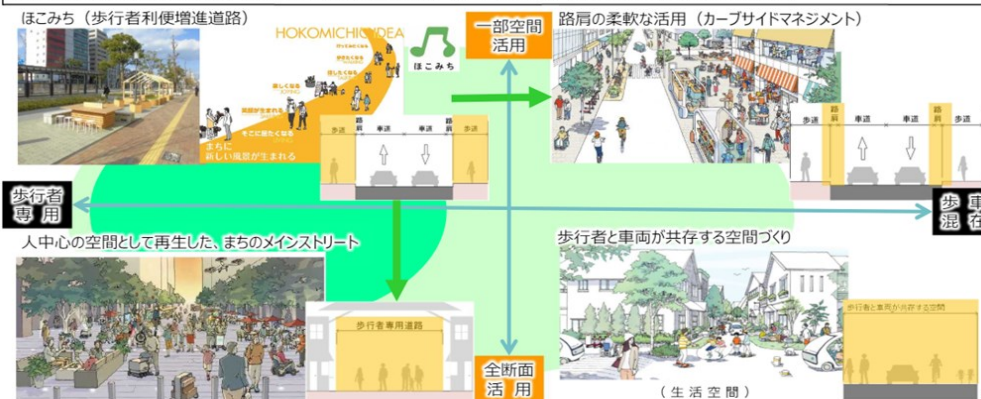


○道路政策のビジョン「2040年、道路の景色が変わる」にて、道路を人々が滞在し交流できる空間に回帰することが提示。

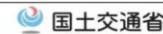
○「道路空間を街の活性化に活用したい」など、道路への新たなニーズを実現するため、人中心の道路空間を構築する“ほこみち”制度を2020年11月に創設。

○歩道に加えて、路肩(カーブサイド)の柔軟な活用、さらには道路全断面で歩行者優先で通行できる道路など、人中心の道路を実現する空間の創出について検討。

○生活道路における安全・安心な通行空間の確保等、歩行者が優先される道づくりを推進。



2-2. (参考)賑わい施設帯(仮称)について



○賑わい施設帯(仮称)の設置や、道路協力団体や民間による利活用マネジメントにより、歩道と路肩等を多面的に活用させて、一体的に賑わい空間の創出につなげる。

【対応イメージ1】ほこみちの範囲の拡大

⇒賑わい施設帯(仮称)の路肩等も、ほこみちのような利活用を検討

【対応イメージ2】民間(エリアマネジメント団体、道路協力団体等)による賑わい施設帯(仮称)のマネジメント

⇒広告収入やカフェ運営などを元に、植栽やパーレット等の維持管理、タクシー乗り場や荷捌き空間など時間帯による使い分けの管理など

※今後、関係機関とも協議を行い、具体的な方策を検討

【(参考)柔軟活用ゾーン】

- ・範囲内の路肩に沿って多目的に活用される機能をもたせることができる空間であり、土地利用を反映するだけでなく、沿道の特徴を引き立たせることが可能
- ・アクセス・モビリティ空間、緑化、交流空間、芸術・賑わい空間など多様な機能を有する

出典:「ソルトレーンシティ道路類型」草案(2021年6月)



<カーブサイドマネジメントの目的>

歩いて楽しいまち大阪を目指し、車両の通行量が減った近年では、安全安心やまちとしての必要な機能を保全した上、道路の一部を活用した歩行者空間の創出を図る。

1. 憩い空間の創出
2. にぎわいの創出(地先利用・賑わいのにじみ出し)
3. 緑豊かなうるおいの創出
4. 地域の人々が地域に関わる＝シビックプライドの醸成

提言②-2

<参考>

道路や歩道を活用した 地域のシビックプライドを醸成する機会の創出

【カーブサイドマネジメントに向けた取り組み】

●博労町通でのカーブサイドマネジメントの検討

検討条件として大阪市道路占用許可基準第2条占用の場所

- (1) 路面に接して地上に設置する場合、歩道と車道の区別のある道路においては歩道内の車道寄りとし、歩道と車道の区別のない道路においては路端寄りとすること。
- (2) 路面に接しないで地上に設置する占用物件の最下部又は路面に接して地上に設置する占用物件の路面に接しない部分の最下部と路面との距離は4.5メートル以上とすること。ただし、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では、2.5メートル以上とすることができる。
- (3) 歩道と車道の区別のある道路の歩道上に占用物件を設置する場合は、2メートル以上(自転車歩行者道の場合は3メートル以上)の余地が確保されていること。また車道から0.25メートル以上離れていること。
- (4) 次に掲げる場所でないこと。
 - ア 交差点及びその側端から5メートル以内の部分
 - イ 道路のまがりかどから5メートル以内の部分
 - ウ 横断歩道及びその側端から前後それぞれ5メートル以内の部分
 - エ バス停留所の前それぞれ10メートル以内の部分
 - オ 消火栓から5メートル以内の部分
 - カ 道路標識及び交通信号機から5メートル以内の部分
 - キ 橋、トンネル及び踏切の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - ク 道路の管理上又は道路交通上支障となる場所
- (5) 地下に設置する場合、占用物件の頂部と路面との距離は1.2メートル以下としないこと。

検討条件に基づく地先利用の候補地〔博労町通の例〕



提言③

道路等の公共空間を活用した、エリアブランド向上と エリマネ活動の継続化のためのエリマネ広告の具現化

<現状及び課題認識>

- ・大阪都心ではエリマネジメント団体の活動が活発化しているが、組織の継続化となる安定した専任人材の確保等が課題
- ・公共空間の屋外広告はエリアブランドに好影響が期待され、また広告を希望する企業も地域団体活動支援など社会活動の貢献にもつながる



<実現に向けた具体的な取組みの提案>

大阪都心全体で取り組むエリマネ広告における大阪モデルの創設

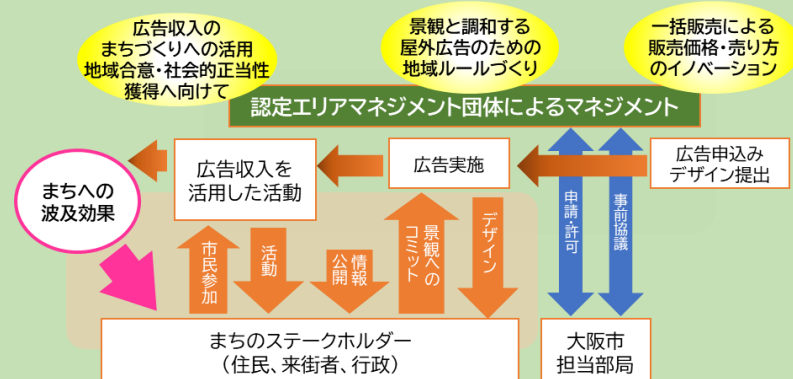
まちづくり・まちそだてのプラットフォームを担うエリマネジメント団体の自立性と、広告の掲出がエリアのブランド向上に好影響を促すことを目的に、道路や広場における屋外広告について、景観を維持しながらエリマネ団体が運営。その収益をまちづくり・まちそだての活用の財源に充当するという大阪都心部での「エリマネ広告制度」を検討いただきたい。

(展開案) P・A・R・Kな大阪都心モデル③

「大阪都心エリマネ広告制度」(仮称)

【大阪都心エリマネ広告制度(仮称)の目的等】

- エリマネジメント団体による広告スペースの一元管理
- エリマネジメント団体による上質な景観形成のための地域ルールづくり(関係者とのコミュニケーションの確保)
- エリマネジメント団体によるエリマネ広告の実施
- 収益のエリマネジメント事業への投入(人材確保、活動原資等)による持続的な公益活動の実現



提言③

<詳細>

道路等の公共空間を活用した、エリアブランド向上と エリマネ活動の継続化のためのエリマネ広告の具現化

【大阪都心エリマネ広告制度(仮称)のイメージ】

①「大阪都心のエリマネ広告制度指針」(仮称)の策定(提言②-1)

大阪都心において活動する各エリアにおいて、エリアの景観と広告との調和により、エリアブランドの向上を図り、且つ収益が地域の活性化や美化、また地域団体(エリマネ等)が活動の支援や地域の活性化に資するプロモーションなどの原資のための指針を策定。エリマネ広告のルールを設定し、地域団体(エリマネ等)の活動の活発化を図る。

※各エリアの中で対象となる地域を選定。選定された区域内の広告スペースを、エリマネ広告の対象媒体として指定(※「道路照明灯」、「デジタルサイネージ」、「工事用仮囲い」等を想定)

※エリアの景観と広告との調和を意識した地域ルール(ガイドライン)の策定基準(案)

- ・景観ルール:一般事項(基本的事項)、禁止事項(色彩、意匠その他のデザインに関する禁止事項、留意事項(都市景観との調和)等)
- ・媒体別ルール:広告デザインの質を担保するルール等
- ・内容・形式ルール:表現規則、業種・商品別掲出規則等

②地域団体(エリマネ等)による地域ルール(ガイドライン)の策定・認定:「大阪都心エリマネ広告制度(仮称)対象区域」において活動する地域団体(エリマネマネジメント団体等)による地域ルール(ガイドライン)の策定と認定

	大阪市屋外広告物条例等	大阪都心エリマネ広告制度(仮称)(案)
対象屋外広告物	・一般広告物:屋上塔、屋上板、地上塔、地上板、壁面板、突出看板、電柱及びこれに類するものを利用する広告物、バス等の車体を利用する広告物 等 ・簡易広告物等:アドバルーン、広告幕、簡易広告物(はり紙、はり札、広告旗、立看板 等)	「道路照明灯」、「デジタルサイネージ」、「工事用仮囲い」等を想定
事前協議	景観計画重点届出区域に該当する場所に広告物を設置する場合など、事前協議が必要なものが決められている	地域ルール(ガイドライン)に基づき全てのエリマネ広告について大阪市担当部局との事前協議を実施
広告収入の充当対象	広告料の充当対象とする地域活動等は、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等の観点から、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会等が道路管理者から占用許可を得て行う次に掲げる工作物、物件又は施設の整備又は維持管理とする。 ① 街灯その他道路法施行令第17条各号で定められている工作物又は施設(利便工作物) ② 自転車駐車器具、アーケードその他道路上に設置することにより、当該道路の利用者の利便の増進にも資すると認められる工作物、物件又は施設 ※地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて(2008年3月25日付け国道利第24号)別紙より	大阪市屋外広告物条例に規定する広告収入の充当対象に加え、 ・地域団体(エリマネマネジメント)の自立化のための財源、 ・地域活性化のためのプロモーションなどに充当

提言③

<参考>

道路等の公共空間を活用した、エリアブランド向上と エリマネ活動の継続化のためのエリマネ広告の具現化

【他都市におけるエリマネ広告の取組み】

■浜松駅前「エリアマネジメント広告」(浜松まちなかにぎわい協議会・浜松まちなかマネジメント株式会社)

広告の取り扱いについて

■ 掲出に関する主な注意

- ・エリアマネジメント広告として、路上屋外広告物掲載基準、路上屋外広告物取扱方針に準ずる掲載基準となります。その他広告内容が不適当であるものと当社が判断した場合、掲出の取り扱いを行えないことがあります。また、掲出後も前項の内容において、不適当であるものと当社が判断した場合には、掲出を中止する場合があります。
- ・当広告は、浜松市の許可のもと、JR浜松駅からバスターミナル地下での公共空間において、収益を地域の公共的な取組に充当することを目的としています。そのため、掲出するにあたり、浜松市のデザイン・内容・仕様等の審査が必要となり、掲出までに1ヶ月半ほど時間がかかります。
- ・駅工事などにより、掲出場所が変更となったり、掲出ができなくなる場合があります。

■ 掲出承認について

上記手続きの上、デザイン・内容・仕様等審査を終了したものを掲出します。

■ 媒体の制作施工剥離について

各媒体の制作施工剥離作業は、当社指定業者で行っていただきます。

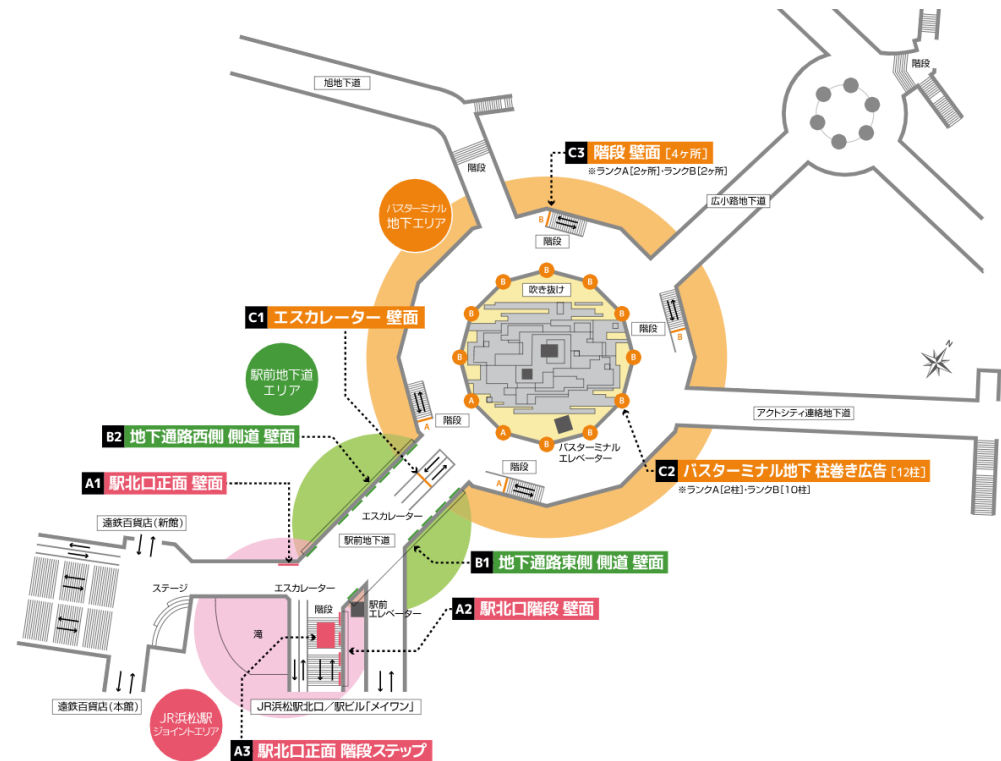
■ デザインについて 必須文言

広告の下部に必ず下記文言を追加していただきます。

『この広告は、屋外路上広告物取扱方針に基づき掲出しているものです。
(広告収益は、まちなか活性化の資金としてイベント等に活用します。)
管理者:浜松まちなかにぎわい協議会(053)459-4320』



← 文言追加位置



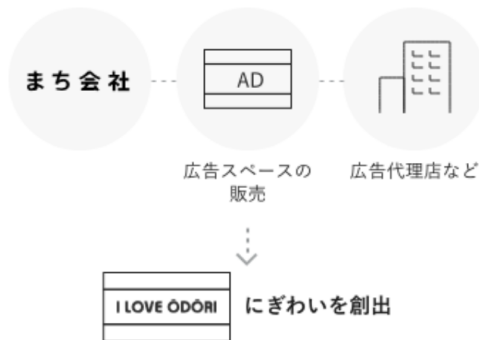
提言③

<参考>

道路等の公共空間を活用した、エリアブランド向上と エリマネ活動の継続化のためのエリマネ広告の具現化

【他都市におけるエリマネ広告の取組み】

■大通エリマネジメント広告(札幌駅前通地下街出入口上屋広告)・札幌大通まちづくり株式会社

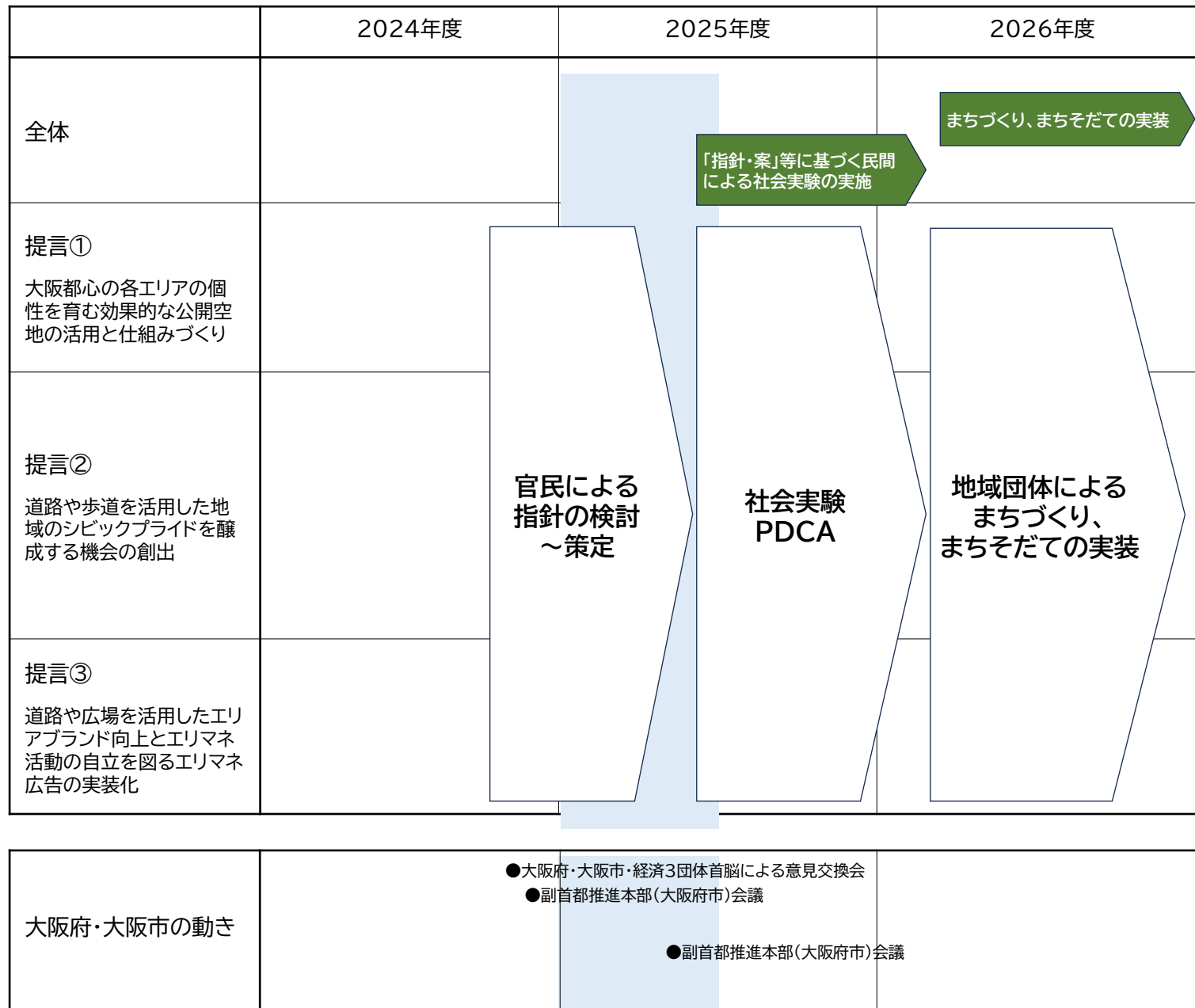


札幌大通まちづくり株式会社では、「まちづくりに貢献し、収益を確保する事業」として、公共空間である地下街出入口上屋等を有効活用して広告を掲出する「エリマネジメント広告事業」を行っております。本事業で得られた収入は、大通地区の地域課題解決や地域価値向上に関する活動の財源に充てます。

●掲出可能場所



17、官民共創によるP・A・R・Kな大阪都心の実現に向けて＝推進スケジュール(イメージ)



2025年大阪・関西万博を経て、**ポスト万博**に向けた官民共創による2030年へ未来に向けた大阪都心のまちづくり・まちそだての活発化